

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十五号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

第一条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第三条（略）	事務	第三条（略）	事務
五 （建築基準法関係） （略）	市町	五 （建築基準法関係） （略）	市町
(9) 法第五十二条第十項、第十一項及び第十四項、法第五十三條第四項、第五項及び第六項第三号、法第五十三條の二第一項第三号及び第四号、法第五十五條第二項及び第三項各号、法第五十六條の二第一項ただし書、法第五十七條第一項、法第五十七條の二第三項、法第五十七條の三第二項、法第五十七條の四第一項ただし書、法第五十九條第一項第三号及び第四項、法第五十九條の二第一項並びに政令第三百一十一條の二第二項及び第三項の規定による建築物の面積高さ及び敷地内の空地に関する許可、指定、指定の取消し及び認定	(10) 法第八十五條第三項、第五項及び第六項、法第八十六條第一項から第四項まで、法第八十六條の二第一項から第三項まで、法第八十六條の五第一項、法第八十六條の六第二項、法第八十六條の八第一項及び第三項、法第八十七條の二第一項、法第八十七條の三第三項、第五項及び第六項並びに条例第二十条の規定による制限の緩和等に関する許可、	(9) 法第五十二条第十項、第十一項及び第十四項、法第五十三條第四項及び第六項第三号、法第五十三條の二第一項第三号及び第四号、法第五十五條第二項及び第三項各号、法第五十六條の二第一項ただし書、法第五十七條第一項、法第五十七條の二第三項、法第五十七條の三第二項、法第五十七條の四第一項ただし書、法第五十九條第一項第三号及び第四項、法第五十九條の二第一項並びに政令第三百一十一條の二第二項及び第三項の規定による建築物の面積高さ及び敷地内の空地に関する許可、指定、指定の取消し及び認定	(10) 法第八十五條第三項、第五項及び第六項、法第八十六條第一項から第四項まで、法第八十六條の二第一項から第三項まで、法第八十六條の五第一項、法第八十六條の六第二項、法第八十六條の八第一項及び第三項並びに条例第二十条の規定による制限の緩和等に関する許可、認定並びに許可及び認定の取消し
(13) 法第八十五條第三項、第五項及び第六項、法第八十六條第一項から第四項まで、法第八十六條の二第一項から第三項まで、法第八十六條の五第一項、法第八十六條の六第二項、法第八十六條の八第一項及び第三項、法第八十七條の二第一項、法第八十七條の三第三項、第五項及び第六項並びに条例第二十条の規定による制限の緩和等に関する許可、	(略)	(13) 法第八十五條第三項、第五項及び第六項、法第八十六條第一項から第四項まで、法第八十六條の二第一項から第三項まで、法第八十六條の五第一項、法第八十六條の六第二項、法第八十六條の八第一項及び第三項並びに条例第二十条の規定による制限の緩和等に関する許可、認定並びに許可及び認定の取消し	(略)

<p>認定並びに許可及び認定の取消し</p> <p>(14) 政令第百十五條の二第一項第四号の規定による防火壁又は防火床に関する認定</p> <p>(15) (18) (略)</p>		<p>(14) 政令第百十五條の二第一項第四号の規定による防火壁に関する認定</p> <p>(15) (18) (略)</p>	
---	--	---	--

第二条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>第三条 (略)</p> <p>事務</p> <p>三十 (略)</p> <p>(農業用ため池の管理及び保全に関する法律関係)</p> <p>三十一 農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成三十一年法律第十七号。以下この号において「法」という。)に基づき事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第四条第一項及び第二項並びに法附則第二条第一項及び第二項の規定による届出の受付</p> <p>(2) 法第八条第一項の規定による許可</p> <p>(3) 法第九条第一項及び第三項の規定による届出の受付</p>	<p>市町</p> <p>(略)</p>	<p>第三条 (略)</p> <p>事務</p> <p>三十 (略)</p>	<p>市町</p> <p>(略)</p>

第三条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>第二条 (略)</p> <p>事務</p> <p>九の二 (略)</p> <p>(1) (13) (略)</p> <p>(14) 法第十七条第一項の規定による火薬類の譲渡又は譲受けの許可</p> <p>(15) 法第十七条第三項の規定による火薬類の譲渡又は譲受けの許可の取消し</p> <p>(16) (82) (略)</p>	<p>市町</p> <p>(略)</p>	<p>第二条 (略)</p> <p>事務</p> <p>九の二 (略)</p> <p>(1) (13) (略)</p> <p>(14) 法第十七条第一項の規定による火薬類の譲渡又は譲受けの許可</p> <p>(15) 法第十七条第三項の規定による火薬類の譲渡又は譲受けの許可の取消し</p> <p>(16) (82) (略)</p>	<p>市町</p> <p>(略)</p>

第四条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第二条 (略)	事務	第二条 (略)	事務
八の二 (略) (1)―(20) (略)	市町 (広島市、呉市、尾道市、福山市及び廿日市市を除く。)	八の二 (略) (1)―(20) (略)	市町 (広島市、呉市、尾道市及び福山市を除く。)
八の二の二 (略) (1)―(8) (略)	尾道市及び廿日市市	八の二の二 (略) (1)―(8) (略)	尾道市

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定 令和元年十月十五日
- 二 第三条の規定 令和元年十二月七日
- 三 第四条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において規則で定める日